

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月29日

【会社名】 U Tグループ株式会社

【英訳名】 UT Group Co. , Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若山 陽一

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田一丁目11番15号

【電話番号】 03 - 5447 - 1711

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 山田 隆仁

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田一丁目11番15号

【電話番号】 03 - 5447 - 1711

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 山田 隆仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年6月27日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、当社第15回定時株主総会における議決権行使の結果に関する臨時報告書を提出いたしました。同報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3) 議決事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該議決事項が可決されるための要件並びに当該議決の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 議決事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該議決事項が可決されるための要件並びに当該議決の結果

議決事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	議決の結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案 定款一部変更の件	364,978	136	0	(注)1	可決	99.93%
第2号議案 定款一部変更の件	316,628	48,486	0	(注)1	可決	99.69%
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除く。)2名選任の件						
若山陽一	360,889	4,213	0	(注)2	可決	98.81%
外村学	363,929	1,173	0		可決	99.64%
第4号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件						
井垣太介	363,917	1,197	0		可決	99.64%
佐々木裕子	363,917	1,197	0	(注)2	可決	99.64%
水上博和	327,972	37,142	0		可決	99.80%
島宏一	338,721	26,393	0		可決	92.74%
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除く。)の報酬額決定 の件	364,673	431	10	(注)3	可決	99.84%
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬額決定の 件	364,844	260	10	(注)3	可決	99.89%

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案 定款一部変更の件	364,978	136	0	(注) 1	可決	99.93%
第2号議案 定款一部変更の件	316,628	48,486	0	(注) 1	可決	86.69%
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)2名選任の件				(注) 2		
若山陽一	360,889	4,213	0		可決	98.81%
外村学	363,929	1,173	0		可決	99.64%
第4号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件				(注) 2		
井垣太介	363,917	1,197	0		可決	99.64%
佐々木裕子	363,917	1,197	0		可決	99.64%
水上博和	327,972	37,142	0		可決	89.80%
島宏一	338,721	26,393	0		可決	92.74%
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額決定 の件	364,673	431	10	(注) 3	可決	99.84%
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬額決定の 件	364,844	260	10	(注) 3	可決	99.89%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。